

高知市農業施策等に関する

意見回答書

平成 31 年 4 月 24 日

高 知 市

1 農地等の利用の最適化の推進に関する要望

【 担い手への農地利用の集積・集約化に関する要望 】

(1) 「人・農地プラン」への取組強化

人・農地プランの取組では、若い農業者の参加が少なく地域全体的話し合いにつながっていないことから、栽培作目単位での検討会の実施や市単独の基盤整備などの補助事業と絡めた話し合いなど、地域から意見を引き出すことによって、地域の農地保全への関心を高め、人と農地の問題を解決する力強い農業の実現を目指すこと。

(2) 農地中間管理事業の推進

農地中間管理機構を通じた担い手への農地の集積は伸び悩み、同機構を介さない取引も多いことから、機構の積極的な対応を求めながら、特に集積が困難な稲作以外の農地や中山間地域における基盤整備等への支援を行うことによって、借り手への結び付けを推進すること。

(3) 耕作道整備等による優良農地確保のための支援

耕作道等が整備されていない農地は、必要以上の労力がかかり、耕作放棄につながることから、耕作条件の改善を目的に、耕作道の整備に対する原材料支給や補助金制度の見直し、赤線拡張による農道整備等の支援によって農業機械等が入れる圃場の確保に取り組むこと。

(4) 多面的機能支払交付金制度の導入支援

制度活用の妨げとなっている活動組織の設立と煩雑な事務処理等に係る農業者の負担を軽減させるため、旧市町村単位の広域エリアによる組織の立ち上げや事務員の雇用、委託等の支援を実施することによって、地域ごとの多面的機能支払交付金制度の積極的な活用に取り組むこと。

(回答)

(1) 本市では、市域で 28 地区の人・農地プランを作成しており、毎年各地域でプランの検討会を開催しています。

検討会の開催に当たっては、事前に高知市担い手育成総合支援協議会の場で、各地域の課題に対応したテーマを検討することとしており、昨年度につきましては、人・農地プランの関連施策と併せて「生産緑地制度」や「鳥獣対策」、「基盤整備事業」などについて話し合いを行いました。

本年度は、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部が改正される見込みであり、改正法案では、地域の徹底した話し合いにより担い手への農地の集積を加速化させる観点から、耕作者等の年代情報や後継者の確保状況などを把握し、これに基づき中心的経営体への農地の集約化の具体的な将来方針を記載するなど、プランを実質化する取組を進めることなどが示されています。

今後につきましても、地域の話し合いにより多くの方々が参加していただけるよう、人・農地プランなどの地域農業者等の話し合いの推進や農地の出し手・受け手へのアプローチ等を推進する農地利用最適化推進委員の皆様をはじめ、農業委員会など関係機関・団体等と連携し、地域における人と農地の課題を解決する場となるよう取組を進めてまいります。

(2) 平成 26 年度から平成 30 年度までの高知市管内における利用権の設定は 4,308 筆、約 314 ha でその内、農地中間管理事業の実績は、459 筆で、約 31ha 程度にとどまっています。

昨年度には、機構関連の農地整備事業が創設され、人・農地プランの地区検討会や土地改良区の総会など多くの場において事業説明を行っていますが、事業の採択要件を満たすことや、地域の合意形成が難しいといったお声をいただいています。

しかしながら、担い手への農地集積を進めるためには農作業を効率的に行える基盤整備が大変重要となることから、引き続き土地改良区や集落協定等の集まりの場において有利な事業の周知を行い、事業実施の可能性について地域や関係機関の皆様と一緒に検討してまいりたいと考えています。

(3) まず、原材料支給につきましては、「高知市原材料支給規程」に基づき運用しており、本市の各所管課が管理しています施設の利便性の向上を目的とし、耕地課においては地元が行う農道の舗装工事について生コンクリートなどの原材料を支給しています。

次に、市の補助金制度につきましては「高知市土地改良事業等補助金交付要綱」に基づき運用しており、赤線の拡張など農道の新設及び改良については、平坦地域では事業費の75%以内、中山間地域は80%以内の補助があり、採択には受益戸数が2戸以上や用地は無償提供などの基準があります。

また、同制度の中には、主に個人農地の畦畔復旧などを対象とした農地保全事業や、中山間地域の圃場整備を対象とした小規模ほ場整備事業があり、それぞれ事業費の50%以内の補助があります。

これらの原材料支給や補助金制度は、限られた予算の中でできる限りの補助を行っておりますことから制度の見直しにつきましては、現状では困難と考えています。

一方、一定の要件はありますが、農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化を進める農地耕作条件改善事業など国の補助事業もありますことから、今後においては、ご要望いただいた個々の現場状況に応じ、このような国の補助事業の導入が可能かも含め、地元の皆様とともに検討を進めてまいりたいと考えています。

(4) 本市では、現在9組織が多面的機能支払交付金を活用し、農地の維持や農道・水路等の施設の維持管理活動などを行っています。

活動組織の広域化につきましては、各組織が行っていた事務作業を事務局に集約することにより事務負担を軽減することができる一方、各組織の費用負担が大きくなることや各組織の自主性が低下するおそれも考えられるところです。

今後につきましても、制度のメリット・デメリットを周知し、交付金の積極的な活用に向けて地域の各組織の皆様とともに検討するとともに、制度の周知を行ってまいります。

【 耕作放棄地の発生防止・解消に関する要望 】

(5) 拡大する有害鳥獣被害に対する防止対策の拡充

- ① 第4次高知市鳥獣被害防止計画の着実な実施による有害鳥獣の絶対数減少を目指すとともに、特にイノシシの捕獲報償金については捕獲計画数を2割程度増やした予算を確保し、狩猟者の意欲減退を防ぐこと。
- ② 鳥獣被害による耕作放棄地の発生を防ぐために、希望者全員が高知市鳥獣被害防止柵設置支援事業を活用できるよう、事業予算の増額によって、農業者の耕作意欲の維持につなげること。
- ③ 鳥獣被害対策は、個別の取組に頼ることが多いため、高知市鳥獣被害対策協議会と地域が連携して取り組む体制づくりや捕獲檻等の効率的な利用と貸し出しによって、広域的に拡大する鳥獣被害の現状に対応すること。

(6) 竹林被害対策を担当する部署の設置

中山間地域や春野地域を中心に、農地等への竹林侵食が拡大し、放置竹林が有害鳥獣の温床となっていることから、竹林対策を担当する部署を明確にしたうえで、地域活動への働きかけや、産学官連携による竹林被害対策などに取り組むこと。

(回答)

(5)

- ① 本市では、第4次高知市鳥獣被害防止計画に基づき、有害鳥獣捕獲者確保のため、新規狩猟者に初心者講習会費用や射撃講習の受講に要する経費の補助を行うほか、報償金の交付など捕獲活動の強化に取り組んでいます。

特に要望のありました本市のイノシシ捕獲報償金につきましては、近年、市街地周辺等での被害が増加しており、平成30年度予算は600頭で計上しておりましたが、平成31年度は同防止計画の捕獲計画頭数に位置付けている700頭分の予算を確保しています。

また、カラス等の捕獲報償金単価を引き上げるなど拡充を図っており、

今後も引き続き農作物被害の減少に向け、狩猟者に対する支援を行ってまいります。

② 集落ぐるみによる防止柵の設置が困難な個人の農業者に対する支援として、平成 27 年度から防止柵の設置資材費の一部を補助し、平成 27 年度に 24 件、平成 28 年度 17 件、平成 29 年度 17 件、平成 30 年度 8 件で、これまで 66 件の支援を行っています。

しかし、年々事業の活用者が減っている状況にあり申請額も減少しています。

その要因としましては、事業の周知が一定広まり活用が進んできたことや、事業の利用が 1 回限りとしていることなどが関係しているのではないかと分析しています。

本年度予算につきましては、より多くの方に事業を活用いただけるよう、これまで 1 個人に対して 1 回限りの利用としていたものを、複数回活用可能とするとともに、補助上限額を 15 万円から 20 万円とするなど、事業内容を変更いたしました。

今後につきましても、農業者のお声をお聞きしながら、事業を進めてまいります。

③ 高知市鳥獣被害対策協議会は各集落の代表者や猟友会をはじめとする関係機関の皆様で組織し、本市における野生鳥獣による農林水産物及び生活環境に対する被害の防止活動を行っています。

具体的な活動としましては、地域で捕獲活動を担っている狩猟者に対しての捕獲檻の貸出や、集落を野生鳥獣から守るための研修会の開催を行うとともに、防護柵の設置や指導などを事務局職員が現地に赴き地域の皆様と一緒に進めています。

野生鳥獣による被害は近年、中山間地域等に限らず市街化区域にも拡大し、対応の困難度が増しており、被害地域に対しての情報提供や捕獲活動に対する支援が、ますます重要となってきました。

今後も引き続き、地域での講習会や捕獲活動への支援など協議会の取組を通して、野生鳥獣に強い地域づくりを進めてまいります。

(6) 竹林の被害対策につきましては、本市独自の効果的な制度の創設が難しいなか、国や県などの制度を活用していただくことを前提に、市として実施可能な支援を行っています。

具体的には、人工林における竹の除伐に対する国・県の造林補助制度や、森林所有者と地域団体等が協定に基づき実施する竹の駆除活動等に対する「公益社団法人高知県森と緑の会」の補助制度の活用とい

った、竹の侵入被害を防止するための支援対策について、それぞれの制度を所管する課で市独自の追加支援も含め対策を実施しています。

竹資源の利活用を図る対策については、竹資源などの未利用バイオマスの活用を掲げる高知市バイオマスタウン構想の策定をはじめ、中山間地域の新たな産業の創出として、竹材の一次加工及び集成材や工業用ブラシなどへの利活用のほか、昨年度は竹資源の新たな利活用技術の研究・開発等を手掛ける企業と意見交換を行うなど、産業分野の先進的な取組などの情報収集に努めています。

これらの対策については、地域性や専門性、外部の関係機関・団体等との関連性等もあることから、それぞれ所管する部局において取り組み、支援してまいります。

【 新規参入の促進に関する要望 】

(7) 新規就農者等に提供する中古ハウスの確保と仕組みづくり

① 高齢等の理由で離農する農業者が、維持費がかかる等の理由から、所有するハウスを解体処分する事例が見られるが、これらの施設は地域農業にとって貴重な資源であり、有効利用を図る観点から、一定期間、中古ハウスを確保・維持するための所有者に対する土地の賃借料や管理費等の補助制度を設けること。

② 新たに施設園芸に取り組もうとする新規就農者にとって、就農時の初期投資を軽減できる中古ハウスの存在は大きく、高知市農林水産部に事務局を置く農業関係団体を横断した組織を設置し、新規就農者の参入と定着を促す取組を進めること。

(8) 農業次世代人材投資事業を補完する市単独の給付金制度の創設

地域で生まれ育った農家子弟が地域コミュニティの中心的な担い手にもなっている現状を鑑み、農家子弟が親元就農しやすい環境を整えるために、農業次世代人材投資事業の対象とならない農家の後継者に対して、市単独の給付金制度を設けること。

(9) 認定農業者が受けるメリットの拡充

認定農業者数の増加を図るため、県・JA等の組織を横断するチームを立ち上げ、意欲ある農業者への働きかけや経営相談・診断などの経営改善計画達成のためのサポートを行うことなどによって、農業者自身が享受できる新たなメリットの実現に向けて取り組むこと。

(10) 中山間地域の農業経営を持続させるための取組

高齢等の理由により引退する農業者の経営を引き継ぐ集落営農組織等の育成や、サラリーマンなどの兼業農家でも都市圏に近い利点を生かして収益を上げることが出来る営農類型の普及、さらには広域的な産地形成のために必要な耕作道の整備等に対する支援を行うことで、中山間地域における農業の継続につなげること。

(回答)

(7)

① 土地付きの空きハウスについては、現在のところ貸出の意向がある農家数は非常に少なく、また、貸借を希望するハウスがあったとしても、所有者と新規就農者の条件の不一致により貸借が進まないケースがございます。

このようなことから、意向調査によって処分を検討している使用可能な中古ハウスを移転することにより、新たな農地でハウスを建設する園芸用ハウス整備事業の流動化区分を活用することで、新規就農者の営農ハウスの確保対策を進めており、効果的な中古ハウス活用策の一つであると考えています。

ご要望にありました、中古ハウスを確保・維持するための所有者に対する土地の賃借料や管理費等を一定期間の補助する制度の創設につきましては、個人の財産の維持に係る費用について公費を投入することになるため、現在のところ考えていませんが、事業の有効性、課題について整理を行い、他市等の事例なども含め研究してまいります。

② 新規就農者の支援につきましては、県、市、農業委員会、JA等で組織され、農林水産課に事務局を置く「高知市担い手育成総合支援協議会」が新規就農者の参入や定着に向けた取組を行っています。

現在、春野地域におきましては、この構成員に加え、指導農業士と農地利用最適化推進員をメンバーとしたサポートチームを立ち上げ、新規就農者に対する支援を行っています。具体的な活動としましては、定期的な新規就農者へのヒアリングを行いながら、営農、経営等における実務的なサポートをそれぞれの関係機関が行い、経営の安定や営農の定着に向けた支援を行っています。

今後につきましても、春野地域の取組をモデルとし、各地域の実情に合わせた支援体制を構築してまいりたいと考えています。

(8) 国の農業次世代人材投資事業につきましては、制度設計上U・Iターンの新規参入者を支援するもので、農家子弟が参入する場合は新たな作物の導入や経営の多角化など一定の要件を満たす必要があり、親の経営をそのまま継承しようとする場合については、事業の活用が困難となっています。

一方、本市では、農家子弟が就農しようとする場合に、県の支援制度である新規就農推進事業を活用し、就農前研修にかかる支援を行っているほか、産地提案書を作成している場合には親元で研修する際にその指導農家となる親に対する支援も行っています。

農家子弟が就農する場合は、農地や機械等の確保が新規就農者と比較すると就農時のリスクも低いことから、直接親の農業を継承する場合は農業次世代人材投資事業の給付対象となっておらず、本市においても同様に考えています。

- (9) 本市では、県、市、農業委員会、JA等で構成する高知市担い手育成総合支援協議会において、認定農業者等の育成・確保に取り組んでおり、本市の基本構想の水準に達している方や意欲のある農業者の方々を中心に制度の普及に努めています。

また、経営改善計画認定後の3年目には中間ヒアリングを実施し、目標達成に向けたサポートを行うなどの支援を行っています。

認定農業者制度のメリットにつきましても、低金利融資制度や経営所得安定対策における支援、国・県等の事業を導入しようとする生産者団体がある場合に、認定農業者が参画していることが採択要件の一つに掲げられていることのほか、改正されました農業委員会等に関する法律により、農業委員の過半が認定農業者等でなければならないなど地域農業における認定農業者の役割が求められてきている一方、一経営体としての支援策が少ないのが現状でございます。

今後につきましても、認定農業者のメリットについて周知を図りながら、意欲のある農業者の掘り起こしに努めるとともに、新たなメリットの実現に向けて、認定農業者で組織する認定農業者連絡協議会等のご意見も伺いながら研究してまいります。

- (10) 集落内の合意のもと、集落の農地を守り営農活動を行う集落営農組織は、農業機械の共同利用や農作業の受託を通じて、高齢化等による担い手不足の受け皿としての役割を果たしており、中山間地域において農業を維持していくためには必要な組織であると考えています。

組織化に向けては、中山間直接支払い制度における集落協定の発展が効果的であると考えていますので、集落協定に取り組んでいる地域を中心に高知農業改良普及所等と連携しながら、引き続き支援を行ってまいります。

また、新たな担い手確保対策として高知市土佐山柚子生産組合では、平成30年度に、ユズを経営の中心として他品目との組み合わせによる所得確保により新たな担い手を募集する産地提案書を策定しています。

今後は、中心部に近いという中山間地域の利点を生かし、他産業で一定の収入を確保しながら就農を希望する方を呼び込むことも産地維持には必要だと考えており、産地提案書に営農類型の活用をすることなど、関係機関とともに進めてまいります。

あわせて、収穫・出荷作業の負担軽減やコスト削減につながる耕作道の整備については、平成30年度に七ツ渕筍加工組合が事業主体となって行う四方竹の耕作道整備に対して補助を実施いたしました。

これらは、新たな担い手を確保する観点からも効果的な取組であると考えていますので、皆様の意見を伺いながら支援策の充実を検討してまいります。

2 高知市の農業発展に関する要望

(1) 市街化区域内農地保全のための生産緑地制度の導入

都市農業の持つ多面的機能や価値を評価し，市街化区域内農地の保全と所有者の負担軽減を図るために，生産緑地制度の活用について広く周知するとともに，将来における本市の都市農業のあり方を見据えた早期導入を目指すこと。

(2) 農業用タンク津波対策事業補助金制度の推進

南海トラフ地震の発生確率が高まる中で，JA等の農業関係団体と連携しながら，農業者等に向けて津波による2次災害の防止について積極的な啓発を行うとともに，災害時の重油流出を防ぐために，農業用タンク津波対策事業の拡大に取り組むこと。

(3) 南海トラフ地震等の災害復旧・復興に備えた地籍調査の実施

南海トラフ地震などの大規模災害が発生した場合に，早期復旧・復興に必要な土地境界の明確化を図るために，津波浸水予想地域を中心に地籍調査の早急実施に向けて取り組むこと。

(4) 農業 ICT 技術等を活用した農業経営の機械化・施設化の推進

農業 ICT の技術や農業用ドローンなどの活用は，作業負担の軽減・効率化につながり，農業従事者の減少や高齢化への対応だけでなく，経営規模の拡大や意欲ある若い担い手の確保にもつながるため，県と連携して導入に向けた研究と支援策の創設に取り組むこと。

(5) 農業用水の塩水化や水質悪化に備えた予算の確保

東部地域をはじめ，市内で農業用水の塩水化や急激な水質悪化が生じた場合，地域の農業経営に大きな影響を与えることから，緊急時において迅速に対応できるよう予算の確保と体制整備を行うこと。

(6) 学校給食米の全量高知市産使用，市単独の支援事業創設

① 高知市では平場の早生から中山間の中生，晩生まで地域ごとに多様な品種の米が適地適作で栽培されており，これらの米の地産地消の観点からも，学校給食において早期に高知県産米から高知市産米への全量切り替えを実施させること。

② 稲作農家にとって変動する米価が経営安定の最大のリスク要因であることから、学校給食米を生産する農家の生産意欲の向上と経営安定を図るために、複数年契約等による市単独の支援事業を創設すること。

(7) 高齢者施設等の市内事業所への高知市産農産物の販路拡大

高齢者施設等の市内事業所への高知市産農産物による食材供給や原料の調達は、地産地消の実現だけでなく生産者の所得向上にもつながるため、これらの取引をマッチングする行政担当者を育成し、高知市産農産物の販路拡大の強化に取り組むこと。

(8) 春野町仁ノ地区の農地排水対策の推進

春野町仁ノ地区の農地への冠水被害を防ぐためにも、すでに策定されている実施計画に基づいて同地区における排水路の確保と排水施設の完成を早期に実現すること。

(9) 農業振興地域整備計画の変更手続きの改善

現在、農業振興地域整備計画の変更には6か月以上要することから、その期間の短縮に努めるとともに、年2回程度である受付の回数を増やして現行の手続きの改善に取り組むこと。

(10) 農業委員会活動に対する予算措置

農地利用最適化業務の基礎となる農地利用状況調査や、農地利用関係の調整等での農地確認作業の正確性と効率化の向上を図るために、現場で使用するタブレット端末の導入予算を確保すること。

(回 答)

(1) 生産緑地制度につきましては、令和2年からの導入に向けて、先進地視察を行うなど関係部局と検討を進めています。

生産緑地の指定に当たりましては、農業者の皆様からの申出が必要となりますことから、関係部局の準備が整いましたら、制度の内容につきましてJAの広報誌への掲載を依頼するなど関係機関とも協力して農業者の皆様にご周知を図ってまいります。

(2) 農業用タンク津波対策事業につきましては、平成25年度から平成30年度までの6年間に99基のタンク整備に対して支援を行ってきています。

平成31年度につきましては、タンク21基、防油堤23基の支援を予定しており、今後も引き続き予算の確保に努めるとともに、JAや関係機関と連携し、生産部会等において事業の説明を行うなど周知を図り、対策を進めてまいります。

(3) 本市では、南海トラフ地震被害からの早急な復旧・復興を図るため、土佐湾沿岸部や浦戸湾沿いの津波浸水予想地域で地籍調査事業を重点的に実施しています。

本市全域での地籍調査の進捗率は、今年3月末時点で47.0%という状況であります。

地籍調査事業につきましては、全国の自治体で実施されておりますことから、必要な予算の確保が困難な状況ではありますが、事業の拡大を目指し関係機関に継続して要望し、取り組んでまいりたいと考えています。

(4) 高齢化が進む中山間地域においては傾斜地での作業負担が大きいことから、先端技術の導入による負担軽減等が期待されています。

こうした中で、土佐山柚子生産組合では、ユズの防除や収量予測等へのドローン活用を検討するため、平成30年度にメーカー等の協力による試験飛行を実施しました。さらに、平成31年度は、国の「次世代につながる営農体系の確立支援事業」に取り組む予定であり、課題となっている傾斜地でのドローンの作業性や防除効果、ランニングコスト等についての実証試験を行い、ドローン導入の可能性を検討することとしています。

また、施設園芸におきましては環境制御技術の導入支援を行っており、省力化や所得向上など経営の安定化に取り組んでおるところでございます。

今後につきましても、これら先端技術に関する国・県からの情報収集に努めながら、新技術の普及につながる支援策を研究してまいります。

- (5) 東部地域をはじめとした市内の農業用水の塩水化対策としましては、平成30年度に高須地区におきまして1件のご要望に対応いたしました。

現在、塩水化等の対策についての新たな要望箇所はございませんが、緊急に塩水化等が生じた際の対策といたしましては、市単土地改良事業費の予算の範囲内で対応するとともに、大規模な事象が発生した場合には次年度の予算要求を行うなど、予算の確保等に努めてまいります。

- (6)

- ① 本市の学校給食食材は、保護者の給食費という限られた予算内で賄うため、高知市学校給食会が入札により調達をしています。

米については高知県産コシヒカリを中心に指定して購入しており、これまで実施している給食では、年間約250tの米を使用しており、平成30年9月から開始しました中学校給食を加えると、年間約300tを超える米が必要となります。

市内産の米の集荷量は、学校給食を賄えるだけの量があると確認しておりますが、平成30年度においては、中学校給食センターで9月、10月に使用する米を市産米とした経過もございます。高知市学校給食会に米納入業者として登録している業者の意向等も確認し、現在の食材調達体制である適正価格による入札を活用しながら、可能な限り市産米の使用量を拡大していきたいと考えています。

- ② 学校給食米の高知市産使用につきましましては、農業者の皆様の経営安定が図られるとともに、自ら生産したお米を市内の子どもたちに食べてもらうことは、大いに励みとなり、生産意欲の向上に繋がるものと考えています。

現在の学校給食における米の調達につきましましては、入札制度となっており、複数年契約等による支援制度の創設は困難であります。今後、教育委員会と連携して課題等を整理し、研究を進めてまいります。

(7) 本市では、商工観光部と連携しながら、都市圏での食品展示会への参加のほか、県内の外食産業、航空業界、輸出商社などに対し、高知市産農林水産物の活用を働きかけるなど地産地消・外商活動を進めています。

高齢者施設等の市内事業者への高知市産農産物の供給につきましては、地産地消の推進や農家所得の向上にも繋がるものと考えておりますので、関係部局間で連携し、現状の把握に努めるとともに、供給の可能性について研究してまいりたいと考えています。

(8) 春野町仁ノ地区の農地排水対策につきましては、実施計画に基づき排水機場の増設や排水路の整備に取り組んでおり、排水機場は平成 28 年度から工事に着手し、平成 30 年度までに土木工事及び建屋工事が完了しております。現在施工中のポンプ等の設備工事に引き続き、本年度は場内のフェンス等の外構工事を完了し、年度内の稼働を目指します。

また、排水路につきましても、平成 28 年度から測量など用地取得の準備を進めてきたところであり、本年度は平成 30 年度から着手しております用地買収を進めるとともに、下流側より水路整備に着手する予定であります。

今後も関係地権者をはじめ地元の皆様のご協力を頂きながら早期の事業完了を目指します。

(9) 農業振興地域制度に関するガイドラインにおいて、国土資源の合理的な利用の見地から、都市化の進展等の経済事情の変動等により当該農用地区域内の土地を農用地以外の用途に供することが必要となる場合に、要件を満たせば農用地区域からの除外を認めるものとされています。

個別の転用目的による除外につきましては、要件の確認や、関係各課による他法令の審査、土地改良区をはじめとする関係団体への意見聴取、変更計画の公告・縦覧、異議申し立て、県への協議等の手続きに時間を要することとなります。

本市の様に対応件数の多い場合には、法定で定められている期間を含めると、現在の年 2 回の受付が適当であると考えています。

(10) 本市の財政状況につきましては、市税の伸び悩みや地方交付税の減少等により、平成30年度からの5年間で117億円の財源不足が見込まれる厳しいものとなっています。

そのため、全てのご要望にお応えすることはできませんでしたが、平成31年度の農業委員会費予算においては、昨年度と同程度の約1億4千万円の予算計上を行ったところですので、ご理解をお願い申し上げます。

3 国・県への要望

(1) 食料自給力向上のための施策の拡充

国内の潜在的な食料生産能力を示す食料自給力指標は低下傾向にあるため、農業資源や新規就農者の確保，農業従事者の所得向上，農業技術の開発・普及等の指標向上につながる具体的な施策を実施すること。

(2) 農業者年金における保険料補助の拡大

わが国の農業は家族経営が中心であり，その一員として農業に取り組む後継者の配偶者についても，農業者年金の保険料補助の対象となるよう制度の拡充を図ること。

(3) 農業次世代人材投資事業の制度見直し

地域農業の中心的な担い手を育てる観点から，親と一緒に経営を行う親元就農者に対して農業次世代人材投資事業の適用が受けられるよう制度の見直しを行うこと。

(4) 春野地域における新川川流域の治水対策の早期完成

① 春野地域の新川川（長浜川）の護岸整備と，県管理河川である芳原川及び新川川支流の北山川の下汲地橋から遅能の底井流までの浚渫工事については，高知県と協議のうえ具体的な目標年度を定めて，早期実現に向けて取り組むこと。

② 豪雨時における冠水被害対策として，春野地域の遅能の底井流について流水量を考慮した効果的な工法を検討し，改修工事を実施すること。

(回 答)

(1) (3)

本市農業の安定的な生産と供給力の向上を図り，農業者が安心して生産活動を行える環境を整えるとともに，併せて担い手の育成と指導者への支援，農業生産施設の維持・強化を図ることは，国・県の支援が必要であるため，今後も引き続き機会を捉え国・県に働きかけを行ってまいります。

(2) 農業者年金制度における保険料の補助対象を後継者の配偶者へも拡大することにつきましては，家族経営が中心である農家の老後の生活の安定及び福祉の向上が図られることから，今後も国等への働きかけを行ってまいります。

(4)

① 春野地域にあります新川川（長浜川）や芳原川及び新川川支流の北山川につきましては，管理者である高知県（高知土木事務所）からは，「新川川（通称長浜川）の護岸整備については，東諸木地区で整備を進めており，引き続き事業の推進に努めてまいります。北山川の河床掘削については，引き続き事業の進捗をはかるため，予算の確保に努めてまいります。芳原川については，土砂の堆積や草の繁茂などの状況を把握し，適切な維持管理に努めてまいります。」との回答をいただいています。

② これにつきましても同様に，河川管理者の高知県からは，「北山川のめがね橋付近の浸水対策については，県内の他河川の事業の進捗状況との調整を図りながら，事業化について検討してまいります。」との回答をいただいています。

新川川及びその支線も含めた河川の拡幅並びに護岸整備，また維持管理につきましては，本市といたしましても重要な課題と捉えており，引き続き河川管理者である県へ要望してまいります。